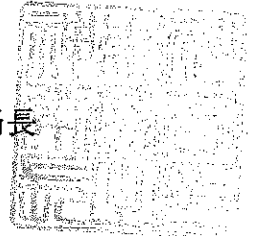


神勞発基第973号の2
平成24年10月16日

(公社)神奈川労務安全衛生協会
会長 稲垣 健二 殿

神奈川労働局長



「死亡災害撲滅強調期間」の実施及び
「労働災害減少に向けた緊急要請」について

日頃から、労働行政とりわけ労働災害防止対策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

神奈川労働局では、本年6月、県内の労働災害の増加（とりわけ製造業における死亡災害の多発）を契機として「第11次労働災害防止推進計画（以下、第11次防という）の目標達成に向けた緊急的取組」を実施し、貴団体にも文書要請を行い、貴団体・各支部・各会員事業場におかれまして労働災害防止に向けた各種取組を行っていただいた結果一定の成果が見られるところであり、皆様方のご努力に対しましてこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、本年の神奈川県内における労働災害発生状況は、休業4日以上死傷者数が4,294人（9月30日現在）で対前年同期比2.0%増加、死亡者数が31人（10月11日現在）で対前年同期比7人の減少（前年確定値54人）となっており、第11次防の目標である「死傷者数6,000人以下」については達成のために相当な困難が予想されますが、「死亡者数45人以下」については今後2か月余りの期間の発生状況によっては目標達成の可能性があり、さらに、これまでの神奈川県内の死亡者数の最小値44人を下回ることも可能な状況にあります。

しかしながら、昨年は11月、12月の2か月間で6人（10月を含めると12人）の死亡災害が発生していることから、上記の目標達成のためにはこの期間の死亡災害発生の抑制対策が非常に重要であります。

そこで、神奈川労働局では、年内残すところ2か月余りの期間を「死亡災害撲滅強調期間」として設定し、別添1の「実施要項」に定めた各種対策を展開していくことといたしました。

なお、厚生労働省本省でも、全国的な災害の増加傾向を背景として、平成24年9月28日付け基安発第0928第2号「労働災害減少に向けた緊急要請について」（別添2）を発出、各災害防止団体等に対して、緊急の要請を行っているところです。

つきましては、上記厚生労働省からの緊急要請に対応し、かつ、神奈川労働局として実施する「死亡災害撲滅強調期間」の実施要項に沿った各種労働災害防止対策の展開を貴団体をお願いするとともに、各支部及び各会員事業場に対しての周知・ご指導をいただきますよう、お願いいたします。

「死亡災害撲滅強調期間」実施要項

平成24年10月
神奈川県労働局

1 趣旨

本年度は第11次労働災害防止推進計画の最終年度にあたり、本計画の最終目標である「平成24年における神奈川県内の労働災害による死亡者数45人以下、死傷者数6,000人以下」の達成のため、目標設定期間の残り2か月間に死亡災害を発生させず、かつ、労働災害を可能な限り減少させるための災害防止対策の強化・徹底を図る期間として「死亡災害撲滅強調期間」を設定し、神奈川県労働局及び管下各労働基準監督署の行政施策の強化、県内各災害防止団体等及び各事業場（建設現場等を含む）における災害防止活動の強化、県内で働く労働者一人一人の安全意識の高揚を図っていくものとする。

2 背景

平成24年10月11日現在の神奈川県内の労働災害による死亡者数は31人で昨年同期比で7人減少、9月30日現在の死傷者数は4,294人で昨年同期比で2.0%増加しており状況にあるが、上記目標達成のためには、本年残り2か月余となったこの時期に、労働災害防止対策をさらに強化し、死亡災害の発生を抑制することが重要である。

さらに、全国的な労働災害の増加傾向に歯止めをかけるべく、厚生労働省として「労働災害減少に向けた緊急要請」（以下、「本省版緊急要請」という）を平成24年9月28日付け（基安発0928第1号）で各労働災害防止団体・関係事業者団体あてに行った（別添）ところであり、神奈川県労働局としては「死亡災害撲滅強調期間」の実施により、当該各団体の神奈川県内各支部の対応を要請するものとする。

3 期間

平成24年11月1日（木）から12月31日（月）までの期間（本期間）とする。

また、当該期間が開始する前10日間、10月22日（月）から10月31日（水）までを準備期間とする。

4 実施事項

(1) 準備期間中（10月22日（月）～10月31日（水））に実施する事項

ア 神奈川県労働局・各労働基準監督署において実施する事項

- ・ ポスター・リーフレットの作成、配布。
- ・ 労働災害防止団体等に対し、「死亡災害撲滅強調期間」の実施及び前掲「本省版緊急要請」への対応（各支部・分会及び各会員事業場への周知・指示文書の送付、機関誌への記事掲載、ポスターの掲示等）を文書要請する。
- ・ 各種広報の実施

イ 各災害防止団体等（本部及び支部・分会）において実施する事項

- ・ 各支部・各会員事業場への周知・指示文書の送付、機関誌への記事掲載、ポスター・リーフレットの配布。（「本省版緊急要請」に対する対応を含む）
- ・ 期間中に取組むべき事項の検討、企画、準備

ウ 各事業場において実施する事項

- ・ 本期間中に実施すべき事項の検討、企画、準備
- ・ 各事業場社内報等への記事掲載

(2) 本期間中（11月1日（木）～12月31日（月））に実施する事項

ア 神奈川県労働局・各労働基準監督署において実施する事項

- ・ 11月上旬に局長による建設現場パトロールを実施。
- ・ 上記パトロール結果についての広報の実施。
- ・ 期間中、監督署の臨検監督等の実施の際、リーフレットの配布等により災害防止対策の徹底を指導する。
- ・ 期間中、局・署の実施する集団指導、講習会等、あらゆる機会をとらえて本期間実施について及び「本省版緊急要請」の周知、協力要請を行う。

ウ 各災害防止団体等（本部及び支部・分会）において実施する事項

- ・ 準備期間中に企画した事項の実施

エ 各事業場（現場）において実施する事項

- ・ 全社的な、もしくは職場（現場）単位での安全大会、安全集会等を実施し、「死亡災害撲滅期間」の実施について職員全員に周知、災害防止対策の徹底についての意識付けを行う。（期間中のできるだけ早い時期に実施する。）
- ・ 職場（現場）安全パトロールを実施し、不安全個所・不安全行動のチェック及びその是正を図る。
- ・ リスクアセスメントを実施していない作業についてリスクアセスメントを実施する。実施済みの作業について見直しの必要性の有無を検討し、必要があれば見直しを図る。
- ・ 既存の「作業手順書」「作業マニュアル」等について見直しの必要性の有無を検討、必要な場合に見直しを行った上で、関係労働者への再徹底を行う。
また、新たに「作業手順書」「作業マニュアル」等を作成する必要がある業務がないか検討の上、必要な場合、作成・関係者への周知・教育の徹底を図る。
「非定常作業時」「機械の故障・修理時」の「作業手順書」「作業マニュアル」についても可能な限り、作成・関係者への周知・教育の徹底を図る。
- ・ 過去の災害事例、他社の災害事例（神奈川県労働局で作成した「死亡災害事例」等を活用）を利用した安全衛生教育を実施する。
- ・ 既存の自主的安全衛生活動（「安全朝礼」、「TBM」活動、「KYT」活動、「安全提案」活動等）が形骸化していないか確認の上、実施方法の見直し等その充実を図る。
- ・ 上記の各実施事項については、特に「墜落・転落」災害、「転倒」災害、「はさまれ・巻き込まれ」災害、「交通」労働災害（自動車、自転車、歩行者）の防止対策について重点的に実施することとする。
- ・ 建設現場においては、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（特に、「より安全な措置」の採用）（厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）からリーフレットのダウンロードが可能）への対応を図る。
- ・ 製造業、商業等の事業場においては、「荷主」としての立場から、自社以外の者が構内で荷役作業時を行う際の災害（とくに、「墜落・転落」災害）を防止するための対策を検討の上、措置を講ずる。

労働災害減少に向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、労使の皆さまのご尽力もあり、長期的には着実に減少してきましたが、平成22年、23年と2年連続で増加しました。このような事態は、実に33年ぶりのことです。

この間、厚生労働省においても、労働災害が増加傾向にある業種に対する集中的な指導の実施等、労働災害の減少に向けて様々な取組を行ってまいりましたが、平成24年に入ってもその増加傾向には歯止めがかからず、8月末現在で対前年比7.9%の増加となっています。この傾向が続けば3年連続増加という極めて憂慮すべき事態も十分想定されます。

労働災害が増加に転じた背景には、様々な要因があります。リーマンショック以降の生産水準の回復や東日本大震災の復旧・復興工事の影響もその一因と考えられます。しかしながら、着実に減少していた製造業や建設業の労働災害が増加に転じた背景には、厳しい経営環境の中での安全衛生管理体制の劣化があることが懸念されます。また、第三次産業や陸上貨物運送事業の労働災害は、長期的には労働災害全体が減少する中でも、横ばい傾向を続けてきました。特に第三次産業は、全労働者数に占めるウェイトが高くなる中、必ずしも十分な安全管理体制が確保されていないことが危惧されます。さらに若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているのでしょうか。

いずれにしても、いかなる経済情勢下にあっても、労働災害は本来あってはならないものです。事業者の皆様におかれましては、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請します。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害の防止に努めていただきますよう、要請いたします。

- 一、安全衛生管理体制の充実
- 一、個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育の実施
- 一、「見える」安全活動など創意工夫した効果的な自主的安全衛生活動の実施

平成24年9月28日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長 宮野 甚一